

## 議 事 録

会 議 名	平成24年 第6回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	平成24年6月26日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町役場3階 議会第1会議室		
出席委員	会長：8番 金子保男      会長職務代理：6番 脇 文亮 委員：1番 栗田 務      2番 石塚雄司 3番 楠谷 稔      4番 石黒 明 5番 藤井 彰      7番 木村長茂		合計8名
欠席委員	なし		
農業委員会事務局	事務局長：中嶋利弥      副主幹：原田健伸      主任主事：原田智香		
議 事	日程 第1 農地法第5条の規定による許可申請 日程 第2 農地造成工事施工承認願 日程 第3 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認 日程 第4 農地法第3条の3第1項の規定による届出 日程 第5 農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出 日程 第6 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 日程 第7 農地法第5条第1項第6号の規定による届出		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、平成24年第6回定例総会を開会いたします。 欠席委員はおりません。全員出席で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事録署名人に、1番栗田委員と2番石塚委員を指名いたします。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1、農地法第5条の規定による許可申請について、議案番号16号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号16号を朗読) 当該地は、県道丸子・中山・茅ヶ崎線の小谷のバス折返し場から南に約200m程の、県道から西に少し入った水路の西側にあります。譲受人は住宅等の建設関係全般を行う業者で、この南側の隣接地に営業所の建物を建築するにあたり、従業員等の駐車場が必要ということで、今回の転用許可申請があったものです。この建物部分は既に農地ではありませんが、開発の許可申請が出ておりまして、その内容の面で農地転用側との整合性を確認するため、開発担当と協議を行った経緯があります。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断となる立地基準としては、市街化区域から連たんしていることから第3種農地にあたり、問題はないと考えます。</p> <p>会 長：続いて、地区担当の藤井委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>5 番：転用そのものはいいのですが、手前に用廃水路が通っており、その確保について確認する必要があります。「影響はない」と言っておりますが、その辺の担保がありません。</p> <p>会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>6 番：その水路は県道等の廃水もしているようなので、土砂で埋まって流れなくなるようですと大変なことになると思います。</p> <p>5 番：今は蓋がしてありますが、車が通るのですからその加重で破損しないとも</p>		

限りません。直接負荷がかからないような構造でないと。

事務局：町道路課には水路の占用申請を出しておりますので、図面等で確認しているはずですが。

会 長：そのあたりをもう一度、担当課に確認してみてください。他にご意見、ご質問はありますか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号16号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

次に、日程第2、農地造成工事施工承認願について、議案番号17号及び18号は、同一地区ですので、2件一括して上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号17、18号を朗読)

位置図にありますとおり、この2件は岡田の農用地区域にある田で、前回の定例総会で農地造成の承認を受けた農地の隣接地であります。施工業者も同じ業者です。

会 長：続いて、地区担当の木村委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

7 番：現地は葎が生えている耕作放棄地です。小出川の工事で鉄板を敷いているので、今のところは搬入に影響はないでしょう。ただ、前回の工事の時に現地を見に行ったら、天地返しのために掘り返している時に管があったと言うので、暗渠ではないかと思うのですが、もしそうだとしたら注意をしてほしいのですが。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

事務局：今の地区担当委員さんの説明で、先日委員さんから連絡がありましたので、暗渠が入っているかどうか、町産業振興課農政担当に確認したのですが、記録には残っていないということです。ただ、業者にはすぐ連絡をして、掘り下げる場合は十分注意をするように指導しました。

6 番：工法が天地返しというけど、そんなに掘ってどうするのでしょうか。

7 番：田んぼの下の土は細かくて結構いい土らしいです。

会 長：他にご意見、ご質問はないでしょうか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号17号及び18号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号17号及び18号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号19号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号19号を朗読)

当該地は、宮山の■■■■■工場の東の農用地区域にある田ですが、この3月に第3条の許可申請により取得したばかりの農地です。

施工業者は、8年程前に寒川町の農地造成を一度行ったことのある業者です。

会 長：続いて、地区担当の石黒委員から、現地調査等の補足説明をお願いします。

4 番：さがみ縦貫の北インターができるため、そこの畑がなくなったので、今回ここの田んぼを埋め立てることにしたそうです。

会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に

ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号19号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

次に、日程第3、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号20号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号20号を朗読)

当案件につきましては、地区担当の藤井委員と事務局で計22筆の利用状況確認を数回にわたって行いました。この中の小谷一丁目1428-4の一筆だけは、工務店の母屋からつながった倉庫が建てられており、農地とは言えませんでした。その他は耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当の藤井委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番：今、事務局から説明があったとおり現地調査に行きましたが、一筆が倉庫というか作業場として利用されていました。その他の箇所、以前草がかなり生えていたところもありましたが、今回見たところ、畑となりうる状況でした。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番：この倉庫になってしまっている部分は、税を払うことになるのですか。

事務局：一部確定となれば遡って利子税とともに相続税を払うこととなりますが、こちらとしては、現況を税務署に報告するまでですので、あとは税務署が現地を調査し判断することになります。

会 長：他にご意見、ご質問はないでしょうか。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長：では全員賛成ですので、議案番号20号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて、議案番号21号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号21号を朗読)

当案件につきましては、地区担当の楠谷委員と事務局で計3筆の利用状況確認をしましたところ、耕作されており、適正に管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当の楠谷委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

3 番：先週18日に現地確認に行きました。どの畑もきれいにトラクターがかかっている、作付けもされていました。519番2には屋敷に隣接している農機具小屋が建っていました。これは納税猶予を受ける前から建っていたそうです。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

	<p>(全員挙手)</p> <p>会 長：では全員賛成ですので、議案番号21号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第4、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告番号33号の1件、日程第5、農地法第4条・5条の規定に基づく許可不要に準ずる届出について、報告番号34号の1件、日程第6、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号35号及び36号の2件、日程第7、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号37号から43号の7件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(報告番号33～43号を朗読)</p> <p>いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。</p> <p>会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。 (委員より意見、質問なし)</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。 最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。 (特になし)</p> <p>会 長：では、以上をもって、平成24年第6回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 平成24年第6回定例総会議案及び位置図

議事録署名人(1番) 栗 田 務 議事録署名人(2番) 石 塚 雄 司

本議事録は、平成24年7月26日、承認・署名を得て確定しました。